

重点点検分野に係る 関係府省の自主的点検結果(調査票)

【分野名】経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

重点検討項目	検討内容の詳細	調査票番号
経済・社会のグリーン化	a) 環境配慮型の商品・サービスに関する情報的的確な提供の取組	1 ~ 3
	b) 各経済主体が環境に配慮して商品の製造やサービスの提供及びこれらの選択等を行い、ひいては国民一人一人のライフスタイルを環境配慮を織り込んだものとしていくための、環境配慮行動促進のための取組（税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含む。）	4 ~ 7
	c) 我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開を支援するための規格・基準の国際調和や貿易投資の自由化に関する取組	8 ~ 10

【調査票一覧】

経済・社会のグリーン化

a) 環境配慮型の商品・サービスに関する情報的的確な提供の取組

- 1 環境配慮型商品の的確な情報提供の促進 【環境省】
- 2 経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討 【環境省】
- 3 「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」制度の推進 【経済産業省】

b) 各経済主体が環境に配慮して商品の製造やサービスの提供及びこれらの選択等を行い、ひいては国民一人一人のライフスタイルを環境配慮を織り込んだものとしていくための、環境配慮行動促進のための取組（税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含む。）

- 4 税制全体のグリーン化 【環境省】
- 5 環境性能に優れた自動車の普及促進
 - 5-1 次世代自動車の性能向上に関する技術開発・実証事業 【環境省】
 - 5-2 環境性能に応じた税制優遇措置・補助制度① 【国土交通省】
 - 5-3 環境性能に応じた税制優遇措置・補助制度② 【経済産業省】

- 6 環境性能に優れた住宅の普及促進
 - 6-1 認定低炭素住宅に関する特例 【経済産業省、国土交通省、環境省】
 - 6-2 環境・ストック活用推進事業 【国土交通省】
- 7 【再掲】経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討 【環境省】

c) 我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開を支援するための規格・基準の国際調和や貿易投資の自由化に関する取組

- 8 環境ラベルの相互認証の拡大・基準の調和等 【環境省】
- 9 「水資源の見える化」調査・検討事業 【農林水産省】
- 10 環境物品の貿易自由化へ向けた取組 【外務省】

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	1	府省名	環境省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	a) 環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組
施策等の名称	環境配慮型製品の的確な提供の促進		
施策等の目的・概要	事業者及び消費者双方にとって有益な環境情報を提供するために事業者等が取り組むべき内容を取りまとめた「環境表示ガイドライン」(平成25年3月改定)と環境ラベル等の趣旨や内容等を紹介する「環境ラベル等データベース」を活用し、環境配慮型製品等に関する的確な情報提供を促し、環境配慮型製品の消費選択の促進を図る。		
施策等の実施状況・効果	<p>・平成26年度、平成27年度はグリーン購入法に基づく特定調達品目の中の代表的な品目について、事業者へのアンケート調査等を実施し、市場で流通している製品が「環境表示ガイドライン」にどの程度準拠しているか等について状況把握を行った。また、「環境ラベル等データベース」について随時更新を行うとともに、これを通じて各環境ラベルの普及啓発を行った。</p> <p>・平成27年度は、調達者・事業者向けにそれぞれセミナーを開催し、「環境表示ガイドライン」について普及啓発を行った。</p> <p>・平成28年度は、事業者等へのヒアリング等を行い、「環境表示ガイドライン」に関する準拠の状況を継続的に把握するとともに、「環境ラベル等データベース」については、継続的に最新情報への更新等を行う。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 5,400</p> <p>平成27年度(執行ベース): 4,860</p> <p>平成28年度(当初予算): 11,497の内数</p>		
今後の課題・方向性等	<p>大企業等では「環境表示ガイドライン」を踏まえた取組が実施されており、一定の効果が見られるものの、中小企業では、環境表示やその信頼性の向上に向けた取り組みが不十分な事業者等も一部で見られるため、引き続きガイドラインの内容について周知を行う必要がある。</p> <p>また、事業者等における環境表示の取組状況については継続的に把握し、必要に応じて、適宜、ガイドラインの改定等を行う必要がある。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>① 事業者等での環境表示の取組状況については、平成26年度及び平成27年度を通じて事業者へのアンケート調査等を実施しているところ。</p> <p>消費者や事業者の行動の変化につながる情報発信を行うためには、製品・サービスを提供する各事業者等による、環境負荷情報の適切な表示が必要であるという観点から、「環境表示ガイドライン」、「環境ラベル等データベース」において、ISOに基づくタイプ I ~ IIIの環境ラベルを奨励し、それらの普及啓発を継続的に行っている。</p>		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	2	府省名	環境省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	a)環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組
施策等の名称	経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討 (「中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費」の一部として実施)		
施策等の目的・概要	愛知目標の達成に向け、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、多くの業種に共通する一般的な指針である「生物多様性民間参画ガイドライン」(平成21年度発行)の普及を図るほか、国内外の先進的な取組事例を収集し、経済社会を構成する事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図る。		
施策等の実施状況・効果	<p>・平成26年度は、事業者や事業者団体等の先進的・模範的な取組事例を収集したほか、意見交換会においてビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組例を取りまとめ、これらの結果を冊子「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」及び別冊事例集に取りまとめて情報発信した。また、事業者の取組を促進する上で重要な役割を担う事業者団体を対象に、生物多様性に関する行動指針作成等を促進するための方策について検討を行った。さらに、生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)をはじめ国際的な動向を把握して情報発信した。</p> <p>・平成27年度は、事業者の民間参画を促進するためのシンポジウムを全国3カ所で開催し、先進的な取組事例等の情報提供を行った。また、先進的な取組を行う企業だけでなく、業界全体での取組の底上げを図るため、事業者団体向けのシンポジウムを開催したほか、事業者団体の生物多様性に関する行動指針策定等の取組を促進するためのモデル事業を実施(日本製紙連合会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本旅行業協会及びNPO法人日本エコツアーリズム協会)し、事業者団体への支援を行った。モデル事業を実施した結果、参画した団体において、生物多様性の検討主体の立ち上げや、行動計画の改定案の作成等、各団体で進捗が見られた。モデル事業により得られた知見や事例等の成果については「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き(素案)」を修正し、反映した。</p> <p>・これらの取組の結果、愛知目標の達成に貢献するプロジェクトを登録する「にじゅうまるプロジェクト」の登録件数のうち、主に事業者や事業者団体によるものが年々着実に増加するなど、効果を確認している。(平成25年度末時点43件、平成26年度末時点72件)</p> <p>・平成28年度は、引き続き「生物多様性民間参画ガイドライン」や「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の普及による事業者の取組の促進や事業者団体の取組支援を行うほか、策定から約7年が経過する同ガイドラインについては、有識者、事業者等の意見を聞きつつ改訂の検討を行う。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	8,640	
	平成27年度(執行ベース):	9,612	
	平成28年度(当初予算):	45,000の内数	
今後の課題・方向性等	当該施策は、平成23年度から実施しており、上記のとおり、愛知目標の達成に貢献する事業者や事業者団体によるプロジェクトが年々着実に増加するなど、効果が出ている。引き続き、先進的・模範的な取組事例の収集等を行い、「生物多様性民間参画ガイドライン」と併せて普及を進めることで、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者団体の取組支援を行うほか、策定から約7年が経過する同ガイドラインの改訂検討を行う。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>①③ 「生物多様性民間参画ガイドライン」や「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の普及のほか、ウェブサイトやシンポジウムを通じて、生物多様性に配慮した商品・サービスを取り扱う事業者や、先進的な取組事例の情報発信を行っている。</p> <p>② 中小企業を含めた業界全体での取組の底上げを図るため、事業者団体向けのシンポジウムを開催したほか、事業者団体の生物多様性に関する行動指針策定等の取組を促進するための支援を行っている。</p>		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	3	府省名	経済産業省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	a)環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組
施策等の名称	「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」制度の推進		
施策等の目的・概要	<p>「カーボンフットプリント(CFP)」という手法により算定した製品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての温室効果ガス排出量をクレジット(他所での温室効果ガス削減・吸収量)で埋め合わせ(オフセット)、専用のマーク(どんぐりマーク)を添付する「CFPを活用したカーボン・オフセット制度」を実施した。加えて、消費者への訴求力を高めるため、CFPを活用したカーボン・オフセット製品等に、環境に配慮した製品等と交換が可能なポイントを付けて流通させる「どんぐりポイント制度」を実施した。</p> <p>これにより、製品の製造等における温室効果ガス排出量を実質的に削減するとともに、消費者に環境配慮製品の購買を促し、低炭素社会の実現に寄与する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>○CFPを活用したカーボン・オフセット制度(平成24年度に試行事業の実施を経て、平成25年度より制度開始)</p> <p>平成26年度: 46事業者、97製品・サービス 平成27年度: 38事業者、135製品・サービス 平成28年度: 5業態程度で、カーボン・オフセットの実施を通して、持続的に環境とビジネスの両立に資するようなビジネスモデルを立案し、改善し、普及を行う。</p> <p>○どんぐりポイント制度(平成25年度～平成27年度)</p> <p>平成26年度: 33事業者、55製品・サービス 平成27年度: 33事業者、104製品・サービス</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 130,048</p> <p>平成27年度(執行ベース): 149,896</p> <p>平成28年度(当初予算) : 37,800</p>		
今後の課題・方向性等	<p>事業者における「カーボン・オフセット」の取組は、企業のCSR活動としての活用が多く、企業の本業に貢献するビジネスモデルが十分に構築されていないのが現状。今後は事業者の参加意欲を高めるべく、カーボン・オフセットの実施を通して、持続的に環境とビジネスの両立に資するようなビジネスモデルを構築し、普及を行う。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>① 本制度への賛同企業が、地域の自治体等と共に地域に根ざした環境保全などの取組を行う「どんぐりんの地域プロジェクト(消費者がどんぐりポイント商品を購入すると、ポイント分が地域の環境保護活動等に寄付される仕組み)」として、平成26年度は北海道、愛媛、横浜の3地域で実施した。なかでも、平成27年1月～2月に愛媛県内のスーパーマーケット28店舗で、7社・19製品のどんぐりポイント商品を販売した結果、前年同月比で対象商品の売り上げが3割以上増加した。平成27年度は愛媛での取組を、岡山、香川に拡大し、平成27年10月～11月にスーパーマーケット196店舗で、16社・44製品のどんぐりポイント商品を販売した結果、前年同時期比で対象商品の売り上げが2割以上増加した。</p> <p>② 平成24年度の試行を経て、平成25年度より国による認証制度を開始した。また、平成25年度は、消費者への訴求を図るべくどんぐりポイント制度(補助事業)を開始した。「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」制度に、これまでに80事業者・287商品・サービス(平成27年度末時点)の参加を得ている。 また、本制度の参加商品はグリーン購入法プレミアム基準の対象となっており(平成28年3月に改定されたプレミアム基準策定ガイドラインに明記)、今後、多くの企業の参加が期待できる。</p>		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	4	府省名	環境省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	b)各経済主体が環境に配慮して商品の製造やサービスの提供及びこれらの選択等を行い、ひいては国民一人一人のライフスタイルを環境配慮を織り込んだものとしていくための、環境配慮行動促進のための取組(税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含む。)
施策等の名称	税制全体のグリーン化		
施策等の目的・概要	環境汚染物質の排出削減やエネルギー使用効率化を図るために、エネルギー課税や車体課税等の環境関連税制による経済的インセンティブを働かせることで、企業や消費者が商品を製造・購入する際により環境負荷の少ない技術や商品の選択を促進する。		
施策等の実施状況・効果	<p>我が国の温室効果ガス排出量の約9割を占めるエネルギー起源CO₂の排出削減を図るため、化石燃料に対しCO₂排出量に応じて一定の税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を平成24年10月に導入し、その税収を省エネ・再エネ対策に活用している。同税については、急激な負担増を避けるために税率を3年半かけて段階的に引き上げることとしており、平成28年4月に最終段階への引き上げを行った。</p> <p>また、車体課税については、自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税並びに自動車税のグリーン化特例を累次強化した。平成28年度税制改正大綱(平成27年12月16日自由民主党・公明党)では、消費税率10パーセント引上げ時の自動車取得税の廃止及び自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割の導入が明記された。</p> <p>その他、平成26年度にノンフロン製品や温室効果ガス排出抑制設備等の投資の促進を図る税制優遇措置の創設等を、平成27年度に有害鳥獣捕獲従事者等に係る狩猟税の減免措置等を、平成28年度に廃棄物処理施設や最終処分場に係る税制優遇措置の適用期限の延長等を行った。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):21,492 平成27年度(執行ベース):28,100 平成28年度(当初予算):25,531		
今後の課題・方向性等	<p>低炭素社会をはじめとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要があり、税制はその有効な政策ツールである。</p> <p>昨年7月には2030年に温室効果ガス26%削減することを目標とする我が国の約束草案が提出され、これを踏まえた地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)が策定された。同計画には「税制のグリーン化に向けた取組及び地球温暖化対策税の活用」について規定されている。</p> <p>以上の点も踏まえながら、持続可能な社会を構築する観点から、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制を中心に、広くそれらと与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行い、引き続き税制全体のグリーン化を推進する。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	③ 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)には、税制のグリーン化に向けた対応について、「環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行う」と規定されており、引き続き、税制全体のグリーン化について対応していく。		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	5-1	府省名	環境省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	b)各経済主体が環境に配慮して商品の製造やサービスの提供及びこれらの選択等を行い、ひいては国民一人一人のライフスタイルを環境配慮を織り込んだものとしていくための、環境配慮行動促進のための取組(税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含む。)
施策等の名称	環境性能に優れた自動車の普及促進 (次世代自動車の性能向上に関する技術開発・実証事業)		
施策等の目的・概要	自動車分野の環境対策においては、新車の環境性能の向上対策が主要な対策である。このため、環境性能に応じた税制優遇措置や技術開発・実証事業等を通じて、環境性能に優れた自動車の普及促進を図っている。 具体的には、環境性能に優れた自動車に対するエコカー減税(自動車重量税及び自動車取得税)やグリーン化特例(自動車税、軽自動車税等)を実施している。また、燃料電池自動車や電気自動車といった次世代自動車の性能向上に関する技術開発・実証事業を通じて、次世代自動車の普及の促進を図っている。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は「小型ソーラー水素ステーションと燃料電池自動車を組み合わせたCO2排出ゼロシステム開発事業」、「大型トラック用統合型新HVシステムの研究」及び「大型路線用燃料電池バスの開発」に加えて、新たに、「燃料電池フォークリフトの実用化と最適水素インフラ整備の開発・実証事業」を実施した。 ・平成27年度は、「大型路線用燃料電池バスの開発」、「燃料電池フォークリフトの実用化と最適水素インフラ整備の開発・実証事業」に加えて、新たに、「高圧水電解で70MPaの水素を製造する再エネ由来水素ステーション関連技術の開発・実証」及び「水素循環型社会実現に向けた燃料電池ゴミ収集車の技術開発・実証」を実施した。 ・平成28年度は、「燃料電池フォークリフトの実用化と最適水素インフラ整備の開発・実証事業」、「高圧水電解で70MPaの水素を製造する再エネ由来水素ステーション関連技術の開発・実証」及び「水素循環型社会実現に向けた燃料電池ゴミ収集車の技術開発・実証」に加えて、新たに、「EVバス、トラックの普及拡大を可能とする大型車用EVシステム技術開発」、「中規模(1.5kg/h程度)の高圧水素を製造する再エネ由来水素ステーション関連技術の開発・実証」、「燃料電池小型トラックの技術開発・実証」等を実施していく。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 750,953 平成27年度(執行ベース): 699,292 平成28年度(当初予算): 1,054,293(暫定)		
今後の課題・方向性等	技術開発・実証事業に関しては、燃料電池自動車等の次世代自動車の性能向上・普及促進に向けてより一層促進していく。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	③ 車体課税については、平成28年度与党税制改正大綱の趣旨に沿って、エコカー減税の基準の見直し、自動車税の環境性能割の導入、軽自動車税の負担軽減等が実施される。		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	5-2	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	b)各経済主体が環境に配慮して商品の製造やサービスの提供及びこれらの選択等を行い、ひいては国民一人一人のライフスタイルを環境配慮を織り込んだものとしていくための、環境配慮行動促進のための取組(税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含む。)
施策等の名称	環境性能に優れた自動車の普及促進 (環境性能に応じた税制優遇措置・補助制度①)		
施策等の目的・概要	<p>自動車分野の環境対策においては、新車の環境性能の向上対策が主要な対策である。このため、環境性能に応じた税制優遇措置や補助制度等を通じて、環境性能に優れた自動車の普及促進を図っている。</p> <p>具体的には、環境性能に優れた自動車に対するエコカー減税(自動車重量税及び自動車取得税)やグリーン化特例(自動車税)を実施している。また、電気自動車を導入する自動車運送事業者等への支援などの導入補助の取組みを行っている。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進については、平成26年度は39件の事業を採択し、平成27年度は22件の事業を採択した。 ・環境対応車普及促進対策については、平成26年度は1,097台に補助し、平成27年度は1,088台に補助した。 ・超小型モビリティの導入促進事業については、平成26年度は25件、平成27年度には24件の事業に対する支援を行っている。 ・平成24年度、25年度、26年度におけるエコカー減税対象車の販売台数はそれぞれ約365万台(販売台数全体の約73%)、約440万台(同約82%)、約434万台(同約87%)となった。 ・平成24年度、25年度、26年度における次世代自動車(乗用車)の新車販売台数に占める割合はそれぞれ21.2%、23.2%、24.3%となった。 ・平成24年度、25年度、26年度におけるガソリン乗用車の新車平均燃費値はそれぞれ、21.1 km/l、22.6 km/l、23.8 km/lとなった。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):757,945 平成27年度(執行ベース):608,957 平成28年度(当初予算):777,069		
今後の課題・方向性等	<p>導入補助に関しては、電気自動車等の次世代自動車については価格が従来車と比べて依然高価であることから、今後も量産効果による価格低減と各地における導入の促進を図っていく。</p> <p>車体課税については、平成28年度与党税制改正大綱等に沿って、自動車重量税に係るエコカー減税の対象範囲の見直し及び基本構造恒久化、平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽課)等について検討を行う。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>③ 導入補助については、引き続き事業者等に対する電気自動車等の導入支援を行い、普及を促進している。</p> <p>税制については、平成27年度税制改正において、エコカー減税について要件の見直しを行った上で、2年間の延長をするとともに、軽自動車税のグリーン化特例の創設等が行われた。平成28年度税制改正においては、消費税10%引き上げ時における自動車取得税の廃止を決定するとともに、環境性能課税(環境性能割)の具体的な制度設計及び自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の1年間の延長を行った。</p>		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	5-3	府省名	経済産業省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	b)各経済主体が環境に配慮して商品の製造やサービスの提供及びこれらの選択等を行い、ひいては国民一人一人のライフスタイルを環境配慮を織り込んだものとしていくための、環境配慮行動促進のための取組(税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含む)。
施策等の名称	環境性能に優れた自動車の普及促進 (環境性能に応じた税制優遇措置・補助制度②)		
施策等の目的・概要	自動車分野の環境対策においては、新車の環境性能の向上対策が主要な対策である。このため、環境性能に応じた税制優遇措置や補助制度等を通じて、環境性能に優れた自動車の普及促進を図っている。 具体的には、環境性能に優れた自動車に対するエコカー減税(自動車重量税及び自動車取得税)やグリーン化特例(自動車税・軽自動車税)を実施している。また、電気自動車をはじめとした次世代自動車の導入を促す補助事業を行っている。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度におけるエコカー減税対象車の販売台数は約434万台で販売台数全体の約87%となっている。 ・平成27年度においては、より燃費のよい車が対象となるようエコカー減税の対象基準の見直しが図られ、平成27年4月から平成28年1月までの期間におけるエコカー減税対象車の販売台数は約294万台で販売台数全体の約8割となっている。 ・クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金については、平成26年度は約8万台、平成27年度は約13万台の補助を行った。 次世代自動車の新車販売台数：(平成26年度)約108万台、(平成27年度)約114万台		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース)：15,169,000 平成27年度(執行ベース)：21,060,000 平成28年度(当初予算)：13,700,000		
今後の課題・方向性等	導入補助に関しては、平成28年度からは、補助対象車種ごとの出口戦略を踏まえ、例えば電気自動車については、航続距離に着目したインセンティブを付与する等、新たなスキームで事業を行い、量産効果による価格低減に向けてより一層普及を促進していく。 車体課税については、平成28年度与党税制改正大綱等に沿って、簡素化、自動車ユーザーの負担軽減、グリーン化を図る観点から、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないように配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じる。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	③ 税制については、平成27年度税制改正において、エコカー減税について要件の見直しを行った上で、2年間の延長をするとともに、軽自動車税のグリーン化特例の創設等が行われた。平成28年度税制改正においては、自動車取得税を消費税10%引き上げ時である平成29年4月1日に廃止し、自動車税及び軽自動車税において、環境性能環境性能割を導入することが決定された。また、自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の1年間の延長を行った。 導入補助については、引き続き電気自動車等の購入者に対する導入支援を行い、普及を促進している。		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	6-1	府省名	国土交通省、経済産業省、環境省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	b)各経済主体が環境に配慮して商品の製造やサービスの提供及びこれらの選択等を行い、ひいては国民一人一人のライフスタイルを環境配慮を織り込んだものとしていくための、環境配慮行動促進のための取組(税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含む。)
施策等の名称	環境性能に優れた住宅の普及促進 (認定低炭素住宅に関する特例)		
施策等の目的・概要	<p>国際的な中長期的なエネルギー需給の逼迫、地球温暖化問題の深刻化、原発事故の発生等エネルギーをめぐる環境変化に対応し、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進するため、住宅の低炭素化を促進する。</p> <p>具体的には、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)により低炭素住宅の認定を受けた住宅(以下「認定低炭素住宅」という。)を新築又は取得した場合におけるフラット35Sによる金利引き下げ措置、住宅ローン減税の拡充、所得税(投資型)の減税及び登録免許税の軽減を行うとともに、認定基準に適合させるための措置をとることにより、通常の建築物の床面積を超えることとなる部分の床面積を対象に、容積率の不算入措置を導入している。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>・認定低炭素住宅の認定実績は、以下のとおり着実に伸びており、当該施策による効果が表れているところ。</p> <p>平成24年度 290戸 平成25年度 3,834戸 平成26年度 4,016戸 平成27年度 5,326戸(平成27年12月末時点)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):なし		
	平成25年度(執行ベース):なし		
	平成26年度(執行ベース):なし		
	平成27年度(執行ベース):1,100,000の内数(当初予算)、168,000の内数(補正予算)		
今後の課題・方向性等	平成28年度(当初予算): 1,100,000		
今後の課題・方向性等	当該施策は平成24年度より実施しており、上記のとおり一定の効果がみられるが、認定実績のさらなる増加に向け、認定低炭素住宅の制度及び当該優遇について一層の周知活動等を行う必要がある。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	③ 認定低炭素住宅の制度及び当該優遇についての周知活動により、認定実績が増加した。今後も周知活動等を引き続き実施する。		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	6-2	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	b)各経済主体が環境に配慮して商品の製造やサービスの提供及びこれらの選択等を行い、ひいては国民一人一人のライフスタイルを環境配慮を織り込んだものとしていくための、環境配慮行動促進のための取組(税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含む。)
施策等の名称	環境性能に優れた住宅の普及促進 (環境・ストック活用推進事業)		
施策等の目的・概要	住宅・建築物の省エネ・省CO2、木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等による低炭素化等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクト及び既存建築物の省エネ化等に対して支援を行い、その成果の波及等を通じて住宅・建築物の省エネ化を推進する。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、「住宅・建築物省エネ改修等推進事業」(250件)、「住宅・建築物省CO2先導事業」(17件)に加え、「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」(1,322件)、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」(1,039件)を新たに実施した。 ・平成27年度は、一部事業の組換え等を実施し、「既存建築物省エネ化推進事業」(81件)、「サステナブル建築物等先導事業」(29件)、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」(435件)を実施した。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):12,415,387		
	平成27年度(執行ベース):集計中		
	平成28年度(当初予算):10,945,962		
今後の課題・方向性等	今後も当該事業の実施を通じて良質な住宅・建築物ストックの形成を推進する。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>③ 平成27年度は、「住宅・建築物省CO2先導事業」を見直し、市場を牽引するモデル的取組への支援として、木材利用による低炭素化や、健康・防災等の新たな視点を加えた「サステナブル建築物等先導事業」の新設や「住宅・建築物省エネ改修等推進事業」を廃止し、建築物のみを対象とするとともに、省エネ性能の表示を要件として省エネ化を図る「既存建築物省エネ化推進事業」の新設等を行った。</p> <p>また、平成28年度は、「既存建築物省エネ改修推進事業」において、住宅・建築物の省エネ性能の診断・表示に要する費用を支援するなど、住宅・建築物の省エネ化のため、より総合的、効果的な事業の実施を図る。</p>		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	7	府省名	環境省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	b)各経済主体が環境に配慮して商品の製造やサービスの提供及びこれらの選択等を行い、ひいては国民一人一人のライフスタイルを環境配慮を織り込んだものとしていくための、環境配慮行動促進のための取組(税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含む。)
施策等の名称	経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討 (「中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費」の一部として実施)		
施策等の目的・概要	愛知目標の達成に向け、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、多くの業種に共通する一般的な指針である「生物多様性民間参画ガイドライン」(平成21年度発行)の普及を図るほか、国内外の先進的な取組事例を収集し、経済社会を構成する事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図る。		
施策等の実施状況・効果	<p>・平成26年度は、事業者や事業者団体等の先進的・模範的な取組事例を収集したほか、意見交換会においてビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組例を取りまとめ、これらの結果を冊子「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」及び別冊事例集に取りまとめて情報発信した。また、事業者の取組を促進する上で重要な役割を担う事業者団体を対象に、生物多様性に関する行動指針作成等を促進するための方策について検討を行った。さらに、生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)をはじめ国際的な動向を把握して情報発信した。</p> <p>・平成27年度は、事業者の民間参画を促進するためのシンポジウムを全国3カ所で開催し、先進的な取組事例等の情報提供を行った。また、先進的な取組を行う企業だけでなく、業界全体での取組の底上げを図るため、事業者団体向けのシンポジウムを開催したほか、事業者団体の生物多様性に関する行動指針策定等の取組を促進するためのモデル事業を実施(日本製紙連合会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本旅行業協会及びNPO法人日本エコツーリズム協会)し、事業者団体への支援を行った。モデル事業を実施した結果、参画した団体において、生物多様性の検討主体の立ち上げや、行動計画の改定案の作成等、各団体で進捗が見られた。モデル事業により得られた知見や事例等の成果については「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き(素案)」を修正し、反映した。</p> <p>・これらの取組の結果、愛知目標の達成に貢献するプロジェクトを登録する「にじゅうまるプロジェクト」の登録件数のうち、主に事業者や事業者団体によるものが年々着実に増加するなど、効果をj確認している。(平成25年度末時点43件、平成26年度末時点72件)</p> <p>・平成28年度は、引き続き「生物多様性民間参画ガイドライン」や「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の普及による事業者の取組の促進や事業者団体の取組支援を行うほか、策定から約7年が経過する同ガイドラインについては、有識者、事業者等の意見を聞きつつ改訂の検討を行う。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	8,640	
	平成27年度(執行ベース):	9,612	
	平成28年度(当初予算):	45,000の内数	
今後の課題・方向性等	当該施策は、平成23年度から実施しており、上記のとおり、愛知目標の達成に貢献する事業者や事業者団体によるプロジェクトが年々着実に増加するなど、効果が出ている。引き続き、先進的・模範的な取組事例の収集等を行い、「生物多様性民間参画ガイドライン」と併せて普及を進めることで、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者団体の取組支援を行うほか、策定から約7年が経過する同ガイドラインの改訂検討を行う。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>①③ 「生物多様性民間参画ガイドライン」や「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の普及のほか、ウェブサイトやシンポジウムを通じて、生物多様性に配慮した商品・サービスを取り扱う事業者や、先進的な取組事例の情報発信を行っている。</p> <p>② 中小企業を含めた業界全体での取組の底上げを図るため、事業者団体向けのシンポジウムを開催したほか、事業者団体の生物多様性に関する行動指針策定等の取組を促進するための支援を行っている。</p>		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	8	府省名	環境省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	c)我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開を支援するための規格・基準の国際調和や貿易投資の自由化に関する取組
施策等の名称	環境ラベルの相互認証の拡大・基準の調和等		
施策等の目的・概要	国際的な市場のグリーン化を実現するためには、国際市場における環境配慮型製品の流通を促進させることが重要であり、現状では各国が独自基準に基づき、環境ラベル等の制度を展開していることから、相互認証の拡大や基準の調和などを進める。また、日本の優れた環境技術や制度を海外に展開することで環境負荷の低減に貢献していく。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、環境配慮型製品の国際展開に向けた官民の情報交換や議論を行う場としての官民連携プラットフォームの立ち上げを行った。平成27年度は官民連携プラットフォームを通じて各業界団体との意見交換・情報共有を行った。平成28年度は、引き続き、各業界団体との意見交換・情報共有を行いつつ、環境配慮型製品の国際展開に向けた具体的な戦略の検討を進める。 ・平成26年度、27年度は、各国でのグリーン公共調達、環境ラベル等の基準や相互認証等について、状況把握を行うとともに、環境ラベル、グリーン公共調達に関する海外の関係者を招聘して国際会議を開催し、担当者間のネットワークの構築を行った。 ・平成27年度は、途上国からのニーズ等も踏まえて、日本のグリーン購入の取組みを海外に紹介するためのガイドブックの作成を行った。 ・平成28年度は、引き続き各国でのグリーン公共調達、環境ラベル等の基準や相互認証等について状況把握を行い、各国との積極的な意見交換を行うとともに、ガイドブックの活用等を含め、アジア各国へのグリーン購入の普及に貢献する。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 22,032		
	平成27年度(執行ベース): 22,248		
	平成28年度(当初予算): 24,987の内数		
今後の課題・方向性等	各国のグリーン公共調達、環境ラベルの制度及び基準等について継続的に調査を行うとともに、官民連携プラットフォームを活用して、国内での連携・情報共有を行い、環境ラベルの相互認証の拡大や基準の調和を目指し、環境配慮型の製品の国際展開を図っていく。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	④ 平成26年度に官民連携プラットフォームの立ち上げを行い、これを通じて海外のグリーン購入や環境ラベルの基準や制度に関する情報の国内での共有を進めるとともに、ニーズ調査等の現状把握を進めている。また、経済産業省と連携・情報共有を行い、業界団体との連携を円滑に進めるような体制を構築している。		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	9	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細記号	c)我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開を支援するための規格・基準の国際調和や貿易投資の自由化に関する取組
施策等の名称	「水資源循環の見える化」調査・検討事業		
施策等の目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を水の使用の観点から評価するウォーターフットプリントの国際規格化の議論が進んでいることから、わが国の農林水産業の実態を適切に反映した形で評価する手法を策定し、国際規格化の議論に反映する。 ・近年、水問題に対する国民の関心が高まっていることから、本事業で策定した評価手法を用いて、農林水産業が持つ水源かん養等についてわかりやすく情報発信することに活用する。 		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業により、平成25年度は森林・木材、平成26年度は水稻、平成27年度は茶のウォーターフットプリントに関する算定方法を検討・開発した。 ・その結果等を踏まえ、ウォーターフットプリントの算定方法の事例として国際標準化機構(ISO)に提案した。 ・平成27年度において、農林水産分野におけるウォーターフットプリントの普及・啓発方法の検討を行い、効果的な情報発信等の方法等の検討を行った。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):8,640 平成27年度(執行ベース):7,884 平成28年度(当初予算):なし		
今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で開発した算定方法が、国際的な一つの算定事例となるよう、国際標準化機構のウォーターフットプリント事例集に掲載されるよう取り組む。 ・平成27年度に行ったウォーターフットプリントの普及・啓発方法の検討結果等を踏まえ、ウォーターフットプリントに関する情報の効果的な発信・普及に取り組む。 		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	④ 環境ラベルの一つの要素となるウォーターフットプリントについては、現在、国際標準化機構において、算定方法の事例の検討が行われている。本事業により開発したわが国の農林業の実態を適切に反映する算定方法が、同機構のウォーターフットプリント事例集に掲載されるよう取り組む。		

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	10	府省名	外務省
重点検討項目番号	経済・社会のグリーン化	検討内容の詳細	c)我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開を支援するための規格・基準の国際調和や貿易投資の自由化に関する取組
施策等の名称	環境物品の貿易自由化へ向けた取組		
施策等の目的・概要	環境保全と持続可能な開発に資するべく、日本を含めたWTOの有志メンバーにより、環境関連物品の関税撤廃を目指した交渉が続けられている。		
施策等の実施状況・効果	平成28年5月現在、46メンバーが交渉に参加しており、平成26年1月以降13回の交渉会合を行った。平成28年中の交渉妥結を目指して、引き続き交渉中。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):なし		
	平成27年度(執行ベース):なし		
	平成28年度(当初予算):なし		
今後の課題・方向性等	第2回点検から現在までに、13回の交渉会合が行われたものの、交渉は継続中であり、最終的にいつ、どの程度の関税削減が達成されるかについては現時点では未定。平成28年中の交渉妥結を目指して、引き続き、交渉を進める。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当無し		